

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係/沖縄返還協定締結交渉 米国資産の引継
米国資産の処理(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43410

宮古琉文化會館

秘密標記 (赤色)

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

参事官

有地

第 326 号

昭和 46 年 6 月 3 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



- 要理
- 首席事務官
- 総務
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務

(件名)

宮古琉米文化会館の譲渡についての陳情

引用公・電信
日付・番号

今般 宮古商工公議所より標記の通りの

陳情を接受したので、同陳情書(写)別添

送付するに付御検討願いたい。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

01472



GA-3-1

在外公館

4

子 M O F、
6 N T A 済外務

自治省済外 6/5

文
 理
 米
 文
 化
 会
 館
 何
 一
 委
 員
 侍
 郎
 殿
 諮
 高
 浦

官商議第 40 号
 1971年6月25日

沖繩宮古平良市字西里220

宮古商工會議所
 会頭 真喜屋 恵



宮古琉米文化会館の譲渡についての陳情

弊會議所では現在間借事務所によつて事業を推進してお
 りますが本土復帰後は會議所法（第27条2項3）の規制
 によつて、商工會議所会館の建設が急務であることを痛感
 し、別添の会館建設計畫書を作成理事会並に總會の承認を
 得ております。

斯ゝる折、文化会館が大蔵省の米国資産買取の対象にあ
 ることを聞き及び、文化会館の立地条件や諸機能を勘案し
 て、商工會議所会館として使用した方が、現在の機能を幾
 分存続した形で運営でき地域社会に貢献出来ると考え、文
 化会館の譲渡陳情に及んだものであります。

何卒地域の実情を御高感の上宮古琉米文化会館を商工會
 議所会館として使用させて下さるより弊會議所への譲渡を
 陳情致します。

譲渡の使用計畫書

1. 1階は会議所事務室、図書館、経営指導所、青色申告会事務室
2. 2階は物産展示室、ボーイスカウト事務所、ガールスカウト事務所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、観光協会事務局
3. 3階を増築して、会議室、ホールとする

目 的

才 一 条 本委員会は昭和四十六年一月三日の総会決議に基き
宮古商工会議所会館を建設することを目的とする。

名 称

才 二 条 本委員会は宮古商工会議所会館建設委員会と称す。

事 務 所

才 三 条 本委員会の事務所は宮古商工会議所内に置く。

事 業

才 四 条 本委員会はその目的を達成するため左の事業を行う

1 事業計画書の作成

2 会館建設資金造成のための基金の造成

3 会館建設資金造成のための陳情又は寄附募集を行うた
め必要な地域（本土・沖繩・八重山等）に委員を派遣
する

4 会館建設用地の選定確保

5 会館建設の設計

6 会館建設

7 内部施設備品の施工充実

8 その他会館建設に必要な事業

役 員

才 五 条 本会に左の役員をおく。

2 委員長 一 名

3 副委員長 二 名

4 委 員 若干名

5 顧問 若干名

役員の任免・任期

才 六 条 役員は宮古商工会議所の理事会において出席理事の
過半数により任免する

2 役員の任期は本会の目的達成までとする

役員職務

- 才七条 委員長は本委員会を代表し会務を総理する
- 2 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 委員は委員長の命により本会の目的達成に努力する
 - 4 顧問は本会の目的達成に必要な事項について委員長の諮問に応ずる

事務局及び職員

- 才八条 本会に事務局を置き事に局長一名の他必要を職員をおく。

事務局及び職員に関する事項

- 才九条 前条に関して必要な事項は委員会の議決を経て定める。

決算関係書類

- 才十条 本会は目的達成の後速に左の決算関係書類を作成し公表しなければならない。

- 1 事業報告書
- 2 収支計算書
- 3 財産目録

会計

- 才十一条 本会の会計は事業開始と同時に始まり目的達成により終わる。

- 才十二条 本会の会計は官古商工会議所会計とは別箇の独立会計とする。

- 才十三条 本会の収入金は左のとおり区分とする。

- 1 補助金
- 2 寄附金
- 3 負担金
- 4 借入金
- 5 官古商工会議所予算繰入
- 6 その他

- 才十四条 本会は委員会の認証により目的遂行のための経費を支出することができる。

才十五条 本会の会計監査は委員長の委嘱する宮古商工会議所の監事及び公認会計士によつて行い宮古商工会議所総会の同意を得なければならぬ。

才十六条 目的達成後の財産は宮古商工会議所に帰属させる。

附 則

才十七条 本会則は昭和四十六年 月 日から施行するものとする。

宮古商工会議所 (案)
 会館建設委員会組織

主たる業務
 総務部

- (1) 総括
- (2) 広報
- (3) 庶務
- (4) 会計

計画部

- (1) 土地選定確保
- (2) 建物設計
- (3) 内部施設備品

資金造成部

- (1) 宮古
- (2) 沖縄本島
- (3) 八重山
- (4) 本土
- (5) その他

委員長
 真喜屋 恵 義

副委員長
 砂川 玄 康
 下地 博

委員
 比嘉 栄 吉
 西平 幸 栄
 下地 健 司
 中尾 栄 作
 平良 恒 四郎
 砂川 金 市
 官城 庄 三

顧問
 立法院議員 盛島 明 秀
 " 垣花 恵 昌
 " 金城 英 浩
 平良市長 平良 重 信
 城辺町長 友利 隆 彪
 下地町長 上地 真 幸
 上野村長 下地 一 弘
 伊良部村長 譜久村 善
 多良間村長 下地 朝 憲
 会館所顧問 官里 良 栄